

(百貨店等の避難通路等)

- 第50条 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が150平方メートル以上の階の売場又は展示場には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅1.2メートル（売場又は展示場の床面積が300平方メートル以上のものにあつては、1.6メートル）以上の主要避難通路を1以上保有しなければならない。（う）（け）
- 2 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が600平方メートル以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員1.2メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。（う）
- 3 百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。（う）

【解説】

本条は、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場などの階で、その売場又は展示場内における避難通路の保有について規定したもので、さらに百貨店等における屋上広場を一時避難場所として有効に確保することを定めたものである。

1 第1項

- (1) 「百貨店等」とは、第24条第1項第2号で定める「百貨店等」をいう。
- (2) 「売場又は展示場」とは、販売のための商品を陳列してある部分並びに製品見本その他部品を観覧の用に供するため陳列している場所であつて、事務室、荷さばき室、商品倉庫並びに従業員休憩所及び従業員食堂等来客の集合しない部分は、本条の適用はない。

また、面積算定にあたってはエスカレータ、階段部分の床面積は含まない。

- (3) 「屋外への避難口又は階段に直通する」とは、避難階に設ける主要避難通路にあつては屋外への避難口に、避難階以外の階にあつては下階(地階の場合は上階)に通ずる階段に直通する、の意味である。
- (4) 大規模店舗の主要避難通路については、次のとおり、消防局予防指導要領（S50.5.28）で運営基準を定め、弾力的に指導している。
- ア 店舗の延べ面積が5千平方メートル以上2万㎡未満のものは2メートル以上
- イ 店舗の延べ面積が2万平方メートル以上のものは2.5メートル以上

2 第2項

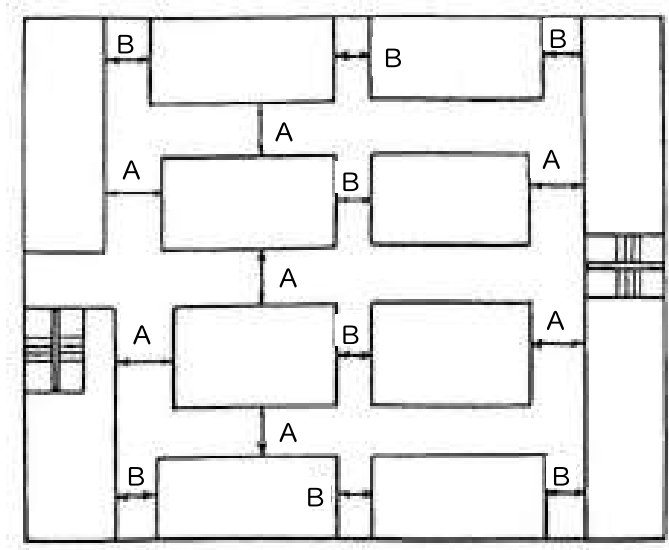
「補助避難通路」は、入場者が主要避難通路に至るまで使用できるよう配置すること。

3 第3項

- (1) 「屋上広場」とは、建基令第126条第2項に基づき設けられる屋上広場をいう。
- (2) 「有効に維持」とは、一時多数の者が集まった際、支障を生じないようにすることをいう。

4 主要避難通路及び補助避難通路の保有例を図50-1に示す。

図50-1 主要避難通路及び補助避難通路の保有例



A (主要避難通路)	幅	売場又は展示部分の床面積
	1.2m以上	150 m ² 以上
	1.6m以上	300 m ² 以上
B (補助避難通路)	1.2m以上(売場又は展示部分の床面積が600 m ² 以上)	